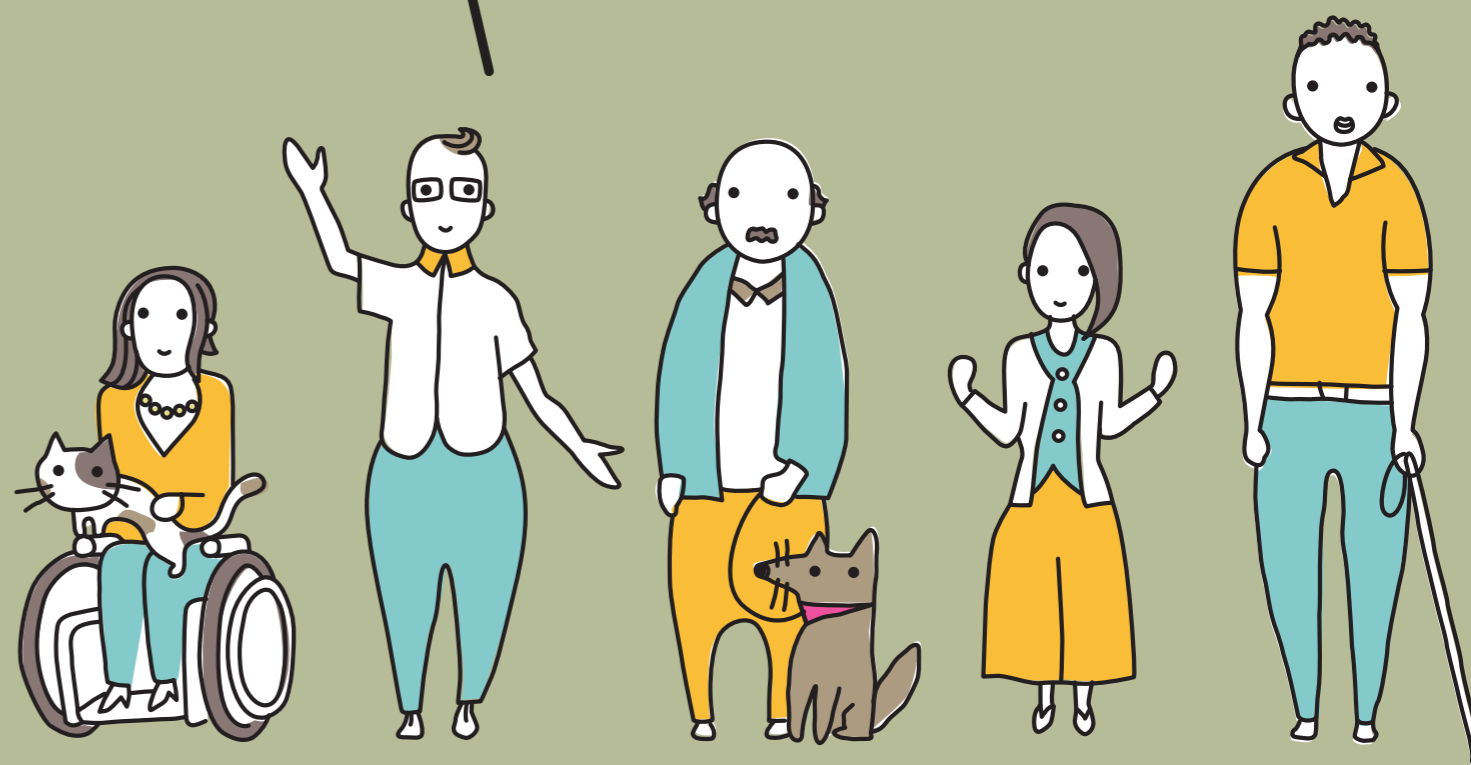


メモ

みんなであ たすかる たすけあう

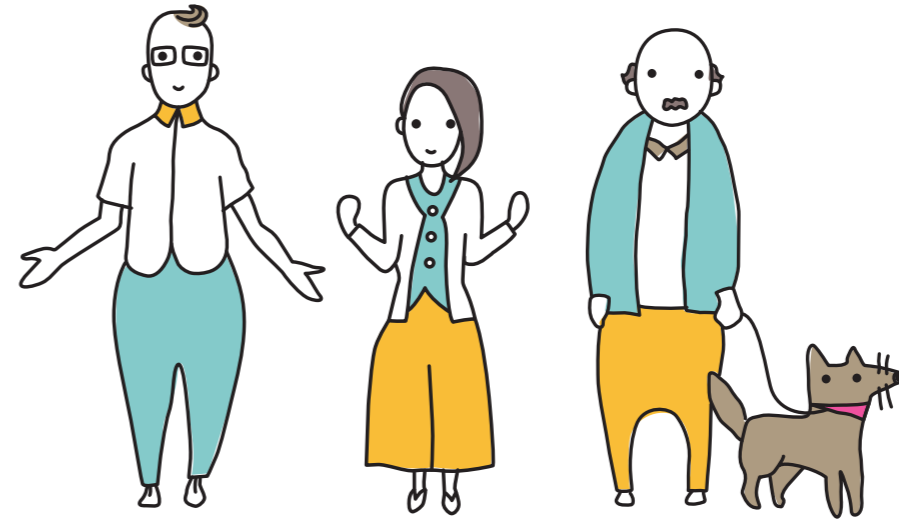
災害時要援護者支援制度



2022年9月発行
宝塚市 健康福祉部 地域福祉課
災害時要援護者支援事業担当
TEL : 0797-77-0653
FAX : 0797-71-1355



災害時に助け合いが行われ、
 多くの人や暮らしが守られるように、
 宝塚市では「災害時要援護者支援事業」を通じ、
 「みんなで助かる・助け合う」地域づくりを
 推進しています。



災害時要援護者支援制度とは

過去の災害での教訓をもとに
 改正された災害対策基本法に
 基づく制度です。

- ※1
 ① 災害時に自ら避難することが困難な人「災害時要援護者」の名簿を市で作成しています。
- ※2
 ② 名簿掲載者のうち、地域への個人情報提供に同意した人は、避難の計画を市へ提出しています。
- ③ 同意した人の名簿と避難の計画を、平常時から地域の避難支援等関係者に提供しています。

宝塚市では、平成 27 年に制度を創設しました。

制度対象者のうち個人情報提供に同意された人の情報を、市と協定を結んだ地域団体である避難支援組織へ提供し、その情報が地域で活用され災害に備えるもので、普段から地域でおたがいに顔なじみになり、災害時に安否を確認しあったり、助け合って避難したりすることを後押ししています。※3

対象者以外でも、要配慮者※4 をはじめ、誰もが災害時に支援を必要とする状態になり得ます。同意者と避難支援組織に限らず、災害時に助け合いが行われ、多くの人や暮らしが守られるように、宝塚市では「災害時要援護者支援事業」を通じ、「みんなで助かる・助け合う」地域づくりを推進しています。

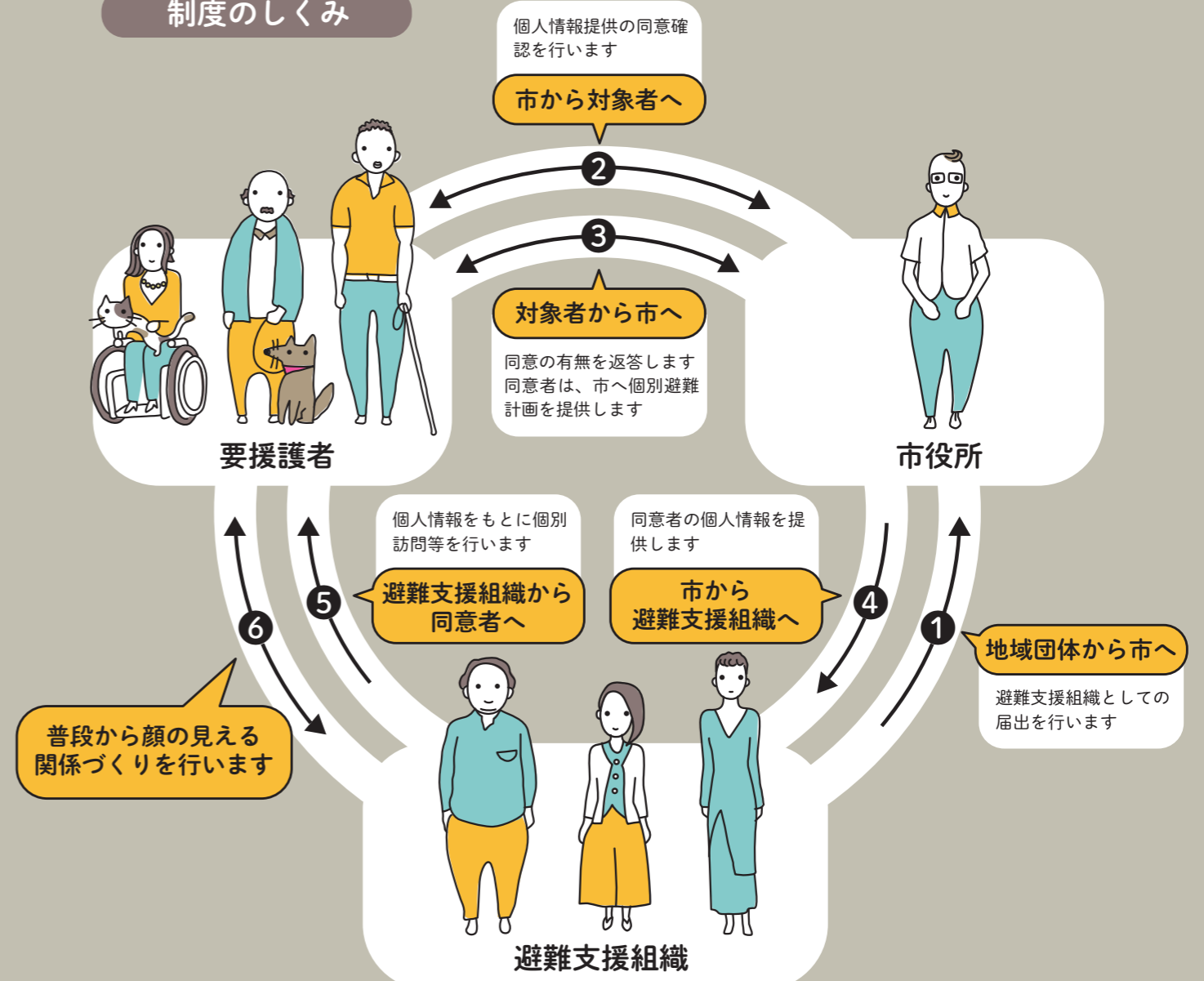
※1 災害対策基本法の改正 名簿作成の義務化（平成 26 年 4 月 1 日施行分）

※2 災害対策基本法の改正 個別避難計画策定の努力義務化（令和 3 年 5 月 20 日施行分）

※3 対象者が個人情報提供に同意することで必ずしも必要な支援を受けられるとは限りません

支援者が災害時の支援を行う義務を負うものでも、支援を行って何らかの責任を負うものでもありません

制度のしくみ



災害時要援護者とは

災害発生時の避難等に特に支援を必要とする人のことを言います。

<宝塚市の制度対象者>

- ① 身体障害者手帳 1 級または 2 級を所持する人
- ② 精神障害保健福祉手帳 1 級を所持する人
- ③ 療育手帳を所持する人
- ④ 介護保険制度による要介護状態区分が要介護 3、要介護 4、要介護 5 と認定された人
- ⑤ 生命維持に必要な医療ケアを受けている人

※ 施設や病院に長期に入所・入所されている人は除きます
 ※ 毎年4月1日時点の情報に基づき、その年度の対象者を定めています

宝塚市では毎年6月に市から対象者に同意書を郵送し、個人情報提供の同意確認を行っています。

支援者とは

災害時に支援を行う人のことを言います。具体的には、家族や親戚、隣近所の人などが考えられます。

※ 災害時は自分や家族の安全確保を第一に考え、無理のない範囲で、地域で決めた支援を行きましょう

避難支援組織とは

市と協定^{※5}を締結し、同意者の個人情報提供を受ける地域団体^{※6}のことを言います。日頃からの見守り、避難支援の検討や体制づくり、支援の実施などに携わります^{※7}。

<地域団体が避難支援組織を立ち上げる場合>

- ① 地域団体内で、避難支援組織を立ち上げるかどうか決める^{※8}
- ② 市と協定を締結し、協定書や個人情報の管理体制届出書などを提出する
- ③ 市から個人情報の取り扱いについての説明を受ける
- ④ 同意者の個人情報^{※9}を市から受け取る
- ⑤ 同意者と顔の見える関係づくりを行う
- ⑥ 同意者の個人情報を市へ返却し、新しい情報を市から受け取る

※5 個人情報の提供に関する協定 市と避難支援組織との個人情報の取扱いについての取り決め

※6 自治会、マンション管理組合、自主防災組織、民生委員・児童委員など

※7 災害時に実際に支援を行う人のことは「支援者」と呼びます

※8 地域福祉課職員が出向き、制度説明を行う「ふれあいトーク（出前講座）」も利用できます

※9 担当範囲内の同意者名簿（一覧）、同意者一人ひとりの個別避難計画

日頃から取り組んでほしいこと

災害の被害を減らすには、地域での顔の見える関係づくりと防災への意識向上が必要です。地域でお互いのことを知り、避難のことを考え、訓練などを通して行動できるようにしましょう。災害時は、皆が混乱して普段と同じようには行動できないことが予想されます。普段から一人ひとりがいつ、どこに、誰とどうやって避難するか考えておきましょう。

要援護者

災害時は皆が被災するため、自らの命は自らが守る意識である「自助」が基本です。制度において個人情報提供に同意することで、助け合いである「共助」が行われやすくなりますが、日頃から地域での顔の見える関係づくりを心がけることが必要です。災害が起こってから共助を求めても対応されなかったり、支援者が犠牲になることもあります。避難支援組織の人や支援者も自分や家族の安全確保が第一で、支援の義務はありません。災害時に慌てないために、備えに取り組んでおきましょう。

避難について考え、個別避難計画を作成・更新しましょう

家族や親戚、地域の人と関係を作り、支援者を確保しましょう

地域の避難訓練などに参加しましょう

非常持ち出し袋や備蓄などを用意しておきましょう

避難支援組織

無理なく長期継続できる具体的な取組内容を組織内でよく話し合って決めましょう。災害時は自分や家族の安全を第一に考え、できる範囲で無理のない支援を行きましょう。個人情報は細心の注意を払い、ルールを決めて大切に取り扱いましょう。

自分や家族の避難について考えておきましょう

要援護者とコミュニケーションをとりましょう

要援護者の支援者確保に協力しましょう

地域での防災意識向上に取り組みましょう

避難訓練などの際は要援護者へも参加を呼びかけましょう

支援者

災害時の具体的な支援について、要援護者や避難支援組織と話し合って決めておきましょう。災害時は自分や家族の安全を第一に考え、できる範囲で無理のない支援を行きましょう。支援が行えなかった場合のため、避難支援組織へ連絡できるようにしておきましょう。個人情報は取扱いに細心の注意が必要です。

自分や家族の避難について考えておきましょう

要援護者とコミュニケーションをとりましょう

防災意識向上に取り組みましょう

避難訓練などに参加しましょう
 支援の例
 ・ 情報提供
 ・ 安否確認
 ・ 避難支援（誘導、介助、移送）

宝塚市からのお願い

過去の大きな災害では、自助・共助によって助かった人が大半を占めました。また、住民一人ひとりに対する、国・県・市町村による支援である「公助」には限界があることが明らかになっています。

時代とともに医療や福祉が充実し、支援が必要な人も自宅で暮らしやすくなりました。一方で、家族や地域でのつながりは薄れ、近所などのような人が住んでいるかわからないような世の中になってきています。そういった状況で、災害によって、高齢者や障害者などが多く被害にあい、そのたびに地域の人や関係者は悲しみ、助けられなかったことに後悔を感じてきました。

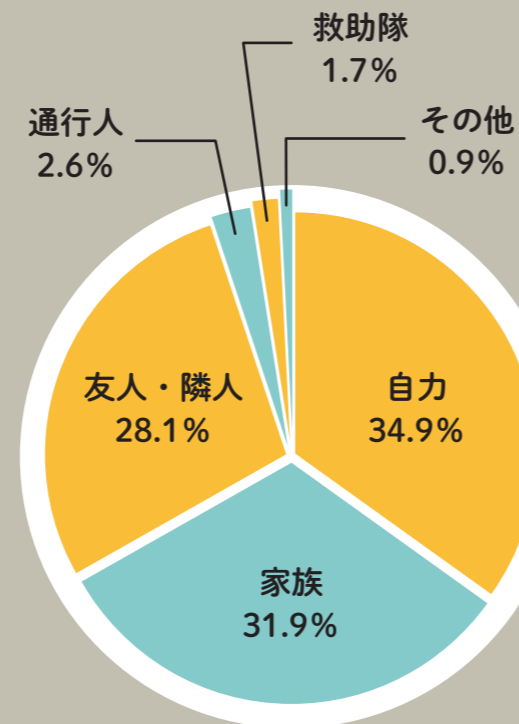
災害時に自分が無事で支援ができる側であったとしても、支援を必要としている人がどこに居て、どのように接し、何をすれば助けられるかわらなければ、助けたくても助けられません。逆に、知っていることによって、ほんの少しの支援で人を助けることができるかもしれません。

家族や親戚、知人にも、災害時の支援が必要と感じる人がいるのではないのでしょうか。今支援ができる人でも、病気やケガなどで支援が必要になることもあります。また、誰もが年齢を重ね、いずれは支援を必要とする側になります。

近年、災害が激甚化、頻発化していますが、災害時に助け合いが行われ、多くの人や暮らしが守られるように、宝塚市では「災害時要援護者支援事業」を通じ、「みんなで助かる・助け合う」地域づくりを推進しています。

まずは自分や家族のため、災害に備えてください。支援が必要な人は多く、支援してもいいという人が少ない状況です。避難支援組織、要援護者の支援者となる登録にご協力をお願いします。

阪神・淡路大震災における
生き埋めや閉じ込められた際の
救助主体等



出典：(社)日本火災学会(1996)
「1995年兵庫県南部地震における
火災に関する調査報告書」



Q&A

Q：同意した要援護者が必ず助けてもらえる制度ですか？

A：情報が地域で活用され、普段から地域でおたがいに顔なじみになり、災害時に安否を確認しあったり、助け合って避難したりすることを後押しする制度で、必ずしも支援が受けられるとは限りません。

Q：家族等と同居している要援護者は同意してはいけませんか？

A：同意して構いません。家族の不在時の災害や、家族だけでは支援が難しいなど、支援が必要となることもあります。また、災害時の支援が不要でも、同意しておくことで地域での顔の見える関係づくりに役立ちます。

Q：同意しなかった要援護者の個人情報が地域へ提供されることは絶対にありませんか？

A：大規模災害時など、要援護者の生命または身体を保護するために特に必要がある場合は、同意の有無に関わらず、安否確認や避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を地域の避難支援組織や避難所運営委員会などに提供することがあります。

Q：個別避難計画とは何ですか？

A：要援護者の情報、避難先、支援者の情報などを記載した避難の計画で、要援護者や家族、関係者などで作成します。市の制度同意者は、記入して市に提供し、その内容は市から避難支援組織に提供されます。

Q：対象者ではないが災害時に支援が必要と思われる人に対してどうすれば良いですか？

A：普段から見守りや顔の見える関係づくりを行い、避難について一緒に考えたり、地域の避難訓練などに一緒に参加するなどして災害に備えてください。

Q：避難支援組織や支援者は、災害時の支援について責任を負うのでしょうか？

A：地域の共助の取り組みで、できる範囲で行うものですので、責任や義務を負うものではありません。

Q：避難支援組織での個人情報の管理はどのようにすれば良いですか？

A：避難支援組織から市へ提出された届出書に管理者として記載されている人が管理し、情報共有者として記載されている人のみが個人情報を知ることができます。誰でも簡単に見られる場所や、紛失の可能性があるような場所ではなく、厳重な保管をしてください。災害時に活用できるよう避難支援組織内でルールを決め、大切に扱うようお願いいたします。

Q：制度についての質問や、相談にのってほしいことがある時はどうすれば良いですか？

A：市役所 地域福祉課までご連絡ください。



みんなであ たすかる たすけあう

災害時要援護者支援制度

